



発行 東京都

目次

○建築士法による二級建築士免許の取消し……………  
……………(都市整備局市街地建築部建築企画課)……………

告示

告示 (教)

○平成十七年東京都教育委員会告示第二十四号 (都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例による年齢階層ごとの長期療養者の休業補償及び年金たる補償に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額) の一部改正……………

○平成十九年東京都教育委員会告示第九号 (都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例第十四条第二号並びに都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則第六条の七及び第六条の八の規定に基づき、遺族補償年金、障害補償年金、障害補償年金前払一時金又は遺族補償年金前払一時金の額に乗ずる率) の一部改正……………

告示

東京都告示第八百三十九号

建築士法 (昭和二十五年法律第二百二号。以下「法」という。) 第九条第一項の規定により建築士の免許を取り消したので、同条第三項及び建築士法施行規則 (昭和二十五

年建設省令第三十八号) 第六条の二の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和三年六月十四日

東京都知事 小池 百合子

一 免許の取消しをした年月日

令和三年五月二十六日

二 免許を取り消した者

氏名

峰岸 章義

建築士の別

二級建築士

登録番号

東京都知事登録第二二六一八号

三 免許の取消しの理由

法第九条第一項第二号に該当するため

告示 (教)

東京都教育委員会告示第三十七号

平成十七年東京都教育委員会告示第二十四号 (都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例による年齢階層ごとの長期療養者の休業補償及び年金たる補償に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額) の一部を次のように改正する。

令和三年六月十四日

東京都教育委員会

表を次のように改める。

年齢階層	最低限度額	最高限度額
年 齢 階 層	五、五八九円	一三、三八四円
二十五歳未満		

二十五歳以上三十歳未満	六、一六四円	一四、三二二円
三十歳以上三十五歳未満	六、五七七円	一七、一六三円
三十五歳以上四十歳未満	六、八五四円	一九、四〇七円
四十歳以上四十五歳未満	七、〇七〇円	二一、六〇一円
四十五歳以上五十歳未満	七、二〇八円	二二、七六〇円
五十歳以上五十五歳未満	七、〇九〇円	二五、三〇八円
五十五歳以上六十歳未満	六、五八三円	二五、〇九三円
六十歳以上六十五歳未満	五、四二〇円	二〇、八七〇円
六十五歳以上七十歳未満	三、九七〇円	一五、二五八円
七十歳以上	三、九七〇円	一三、三八四円

附則

1 この告示は、公布の日から施行する。

2 この告示による改正後の最低限度額欄及び最高限度額欄の規定は、令和三年四月一日以後の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日以後に支給すべき事由が生じた長期療養者の休業補償に係る補償基礎額について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日前に支給すべき事由が生じた長期療養者の休業補償に係る補償基礎額については、なお従前の例による。

東京都教育委員会告示第三十八号

平成十九年東京都教育委員会告示第九号 (都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例第十四条第二号並びに都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則第六条の七及び第六条の八の規定に基づき、遺族補償年金、障害補償年金、障害補償年金前払一時金又は遺族補償

年金前払一時金の額に乗ずる率)の一部を次のように改正する。

令和三年六月十四日

東京都教育委員会

表を次のように改める。

期間の区分	学年	医師又は歯科医師の経歴	平均年齢	平成二十三年	平成二十一年	平成二十一年	平成二十一年	平成二十一年	平成二十一年	平成二十一年	平成二十一年	平成二十一年
未五満年	十	十	十	1.38	1.36	1.35	1.33	1.32	1.31	1.30	1.29	1.28
				1.38	1.36	1.35	1.33	1.32	1.31	1.30	1.29	1.28
未十以上満年	十	十	十	1.36	1.34	1.33	1.31	1.30	1.29	1.28	1.27	1.26
				1.36	1.34	1.33	1.31	1.30	1.29	1.28	1.27	1.26
未十五以上満年	十	十	十	1.33	1.31	1.30	1.28	1.27	1.26	1.25	1.24	1.23
				1.33	1.31	1.30	1.28	1.27	1.26	1.25	1.24	1.23
未二十以上満年	十	十	十	1.31	1.29	1.28	1.26	1.25	1.24	1.23	1.22	1.21
				1.31	1.29	1.28	1.26	1.25	1.24	1.23	1.22	1.21
二十以上満年	十	十	十	1.29	1.27	1.26	1.24	1.23	1.22	1.21	1.20	1.19
				1.29	1.27	1.26	1.24	1.23	1.22	1.21	1.20	1.19
二十以上満年	十	十	十	1.27	1.25	1.24	1.22	1.21	1.20	1.19	1.18	1.17
				1.27	1.25	1.24	1.22	1.21	1.20	1.19	1.18	1.17
二十以上満年	十	十	十	1.25	1.23	1.22	1.20	1.19	1.18	1.17	1.16	1.15
				1.25	1.23	1.22	1.20	1.19	1.18	1.17	1.16	1.15
二十以上満年	十	十	十	1.23	1.21	1.20	1.18	1.17	1.16	1.15	1.14	1.13
				1.23	1.21	1.20	1.18	1.17	1.16	1.15	1.14	1.13
二十以上満年	十	十	十	1.21	1.19	1.18	1.16	1.15	1.14	1.13	1.12	1.11
				1.21	1.19	1.18	1.16	1.15	1.14	1.13	1.12	1.11
二十以上満年	十	十	十	1.19	1.17	1.16	1.14	1.13	1.12	1.11	1.10	1.09
				1.19	1.17	1.16	1.14	1.13	1.12	1.11	1.10	1.09
二十以上満年	十	十	十	1.17	1.15	1.14	1.12	1.11	1.10	1.09	1.08	1.07
				1.17	1.15	1.14	1.12	1.11	1.10	1.09	1.08	1.07
二十以上満年	十	十	十	1.15	1.13	1.12	1.10	1.09	1.08	1.07	1.06	1.05
				1.15	1.13	1.12	1.10	1.09	1.08	1.07	1.06	1.05
二十以上満年	十	十	十	1.13	1.11	1.10	1.08	1.07	1.06	1.05	1.04	1.03
				1.13	1.11	1.10	1.08	1.07	1.06	1.05	1.04	1.03
二十以上満年	十	十	十	1.11	1.09	1.08	1.06	1.05	1.04	1.03	1.02	1.01
				1.11	1.09	1.08	1.06	1.05	1.04	1.03	1.02	1.01
二十以上満年	十	十	十	1.09	1.07	1.06	1.04	1.03	1.02	1.01	1.00	0.99
				1.09	1.07	1.06	1.04	1.03	1.02	1.01	1.00	0.99





## 附則

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 この告示による改正後の乗する率の規定は、令和三年四月一日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由が生じた遺族補償一時金又は障害補償年金差額一時金の額の計算における平成二年十月から令和三年三月までの分として支給された遺族補償年金若しくは障害補償年金の額又は平成二年十月一日から令和三年三月三十一日までに支給すべき事由が生じた障害補償年金前払一時金若しくは遺族補償年金前払一時金の額について適用する。
- 3 適用日前に支給すべき事由が生じた遺族補償一時金又は障害補償年金差額一時金の額の計算における平成二年十月から令和三年三月までの分として支給された遺族補償年金若しくは障害補償年金の額については、なお従前の例による。

発行  
 東京都  
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一  
 号  
 電話 ○三(五三二)一一一一(代)

郵便番号  
 163-8001

定価  
 本号  
 一箇月 六、六〇〇円  
 (郵送料を含む)

印刷所  
 勝美印刷株式会社  
 東京都文京区白山一丁目十三番七号  
 電話 ○三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号  
 113-0001

